

盛岡市動物公園の供用日及び使用料等の見直しについて

令和4年11月24日  
都市整備部

1 概要

盛岡市動物公園（以下「動物公園」という。）の令和5年春のリニューアルオープンに向け、動物福祉の向上と動物公園の適正な運営を確保し、来園者へのサービス向上を図るため、供用日を通年で開園できるよう改め、併せて休園日の見直しを行うものである。

また、通年開園に伴うリピーターの増加や運営に要する費用の確保等に対応するため、定期使用を見直すとともに、駐車場使用料の額を改めるものである。

2 盛岡市都市公園条例の改正について

(1) 動物公園の供用日等【第6条の2第2項別表1の2】

区分	現 行	改正案
供 用 日	3月15日～11月30日、 12月1日～3月14日の日曜日、 土曜日及び祝日	4月1日～3月31日
休 園 日	12月29日～1月3日	12月29日～1月3日 4月1日～10月30日 水曜日、 11月1日～3月31日 水曜日と木曜日 (祝日法による休日を除く)
供用時間	午前9時30分～午後4時30分	午前9時30分～午後4時30分 ただし、11月1日～3月31日 午前10時～午後4時

【改正理由】

① 供用日

- ・ 冬季ならではの動物の姿や行動、自然環境の変化等、動物公園の魅力を発信することや入園料の確保等のため、通年の開園とする。

② 休園日

- ・ 獣舎清掃や消毒、飼育施設の修繕、検査治療など飼育環境の改善や職員の負担軽減を図るため、来園者が多い4月から10月までは週1日の休園とする。
- ・ 冬季については、来園者が夏季に比べて少ないことや夏季にできない修繕をまとめて行うこと、排雪作業も必要になることなどの理由から週2日の休園とする。
- ・ なお、夏季、冬季の期間設定については、4月から10月までを夏季、11月から3月までを冬季とする。

③ 供用時間

- ・ 冬季の供用時間は、11月からは日没が早く来園者も少ないことや、これまでの開園実績を踏まえ、午前10時から午後4時とする。

(2) 動物公園の定期使用料【第8条第2項別表第3第1号】

区 分	現 行	改定案
定期使用 (1年につき)	一般, 高校生 2,000 円 小・中学生 1,000 円	項目の削除

【改正理由】

- ・ 定期使用によるリピーターの増加が見込まれ、使用料の収益が減ることにより、運営が厳しくなり、市民サービスへの低下に繋がることが想定されるため。

※ なお、普通使用及び団体使用に係る使用料について、指定管理者が市長の承認を得て定める実際の入園料は、条例で定めた上限額と同額となる予定である。

(3) 動物公園の駐車場使用料【第8条第2項別表第3第2号】

区 分	現 行	改定案
準中型・普通自動車	200 円	300 円

【改正理由】

- ・ 通年開園利用料金制に伴い、安全かつ円滑な駐車場運営を図るため。
- ・ 通年開園や冬季開園日数の増を踏まえ、除雪費用や人員確保のため。
- ・ 今後の舗装等修繕に対応するため。

3 今後の予定

令和4年	11月24日	全員協議会
	12月末	条例案議決
令和5年	1月～3月	市民周知
	4月	条例施行（施行日は別途、規則で定める。）